

平成 23 年度事業報告書

〔 自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 24 年 3 月 31 日 〕

平成 24 年 6 月

 **日本商品先物振興協会**

目 次

平成23年度事業報告書

概 況	3
I 総務関係事項	6
1. 平成23年度の事業計画・収支予算及び会費の額	6
2. 平成24年度の事業計画・収支予算及び会費の額	6
3. 定款及び諸規程の改正	7
4. 役員の異動	7
5. 常設委員会の異動	8
6. 会員代表者懇談会等の開催	8
7. 会員の異動	8
II 事業に関する事項	10
II-1 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業	10
1. 新制度の円滑な定着に向けた取組	10
2. 国内商品市場の活性化に向けた取組	10
3. 「総合的な取引所」に係る取組	11
4. 商品取引所の再編に係る取組	12
5. コメ先物取引の振興に係る取組	13
6. 商品先物取引の税制に係る要望	13
7. 純資産額規制比率の算出に係る自己玉リスク値の相関係数変更への対応	14
8. 金地金等の現受けに係る支払調書の提出等に関する会員周知について	14
II-2 調査研究に関する事業	14
1. 会員に対する調査及び意見募集	14
2. 商品先物取引に関する税制要望のための調査	15
3. 国民生活センター等における商品先物取引相談件数に係る調査	16
4. 大学講座開設等に係る支援	16
II-3 広報に関する事業	16
1. WEBによる啓蒙活動	16

2. セミナー形式による啓蒙活動	17
3. パンフレットの改訂	18
4. 商品先物市場に関する統計データの集計・公表	18

平成23年度決算財務諸表

1. 収支計算書	21
2. 正味財産増減計算書	23
3. 貸借対照表	24
4. 財産目録	25
5. 計算書類に対する注記	26

監査報告書	29
-------	----

資 料

資料1. 会員名簿	33
資料2. 組織図	35
資料3. 役員・委員会名簿	36
資料4. 主要会議	38
資料5. 総務関係資料	43
資料6. 制度改善事業関係資料	51
資料7. 調査研究事業関係資料	101
資料8. 広報事業関係資料	119

平成 23 年度事業報告書

概況

2011（平成23）年度のわが国経済は、前年度末の3月11日に発生した東日本大震災に伴う大きな落ち込みから急速に回復した。震災によるサプライチェーンの寸断がきわめて早期に回復し鉱工業生産が持ち直したこと、また震災後の消費自粛ムードが解消されたことなどから2011年7－9月期の実質GDPは前期比プラス7.1%（季節調整済、年率換算、日銀発表数値）と4四半期ぶりとなる大幅なプラス成長に転じ、震災前の2010年10－12月期の水準にまで回復した。しかしその後は急成長の反動に加え、海外経済の減速や円高、さらには7月に発生し10月まで尾を引いたタイの大規模洪水被害の影響で鉱工業生産ならびに輸出にブレーキがかかり、10－12月期には実質GDPは再びマイナスに転じた。その後、国内需要は被災設備の修復などを手掛かりとして設備投資が緩やかな増加基調に、また個人消費と住宅投資も持ち直し傾向にあるものの、海外経済動向を映す輸出や生産は引続き横ばい圏内で推移している。

2011年度の世界経済をリードしたのは、やはりアジアを中心とした新興国だった。しかしその新興国も先進各国の経済環境が著しく悪化したことから輸出の鈍化が目立ち始め、また国内においても物価上昇や金融引き締めに伴う需要減退が徐々に表出しており、世界経済全体への影響に懸念が広がりつつある。

先進国経済回復の足かせとなっているのは2009年末から10年にかけて顕在化したユーロ圏のソブリン・リスク問題の長期化である。とりわけ深刻な状況にあるギリシャに関しては債務の再編問題が浮上し、独・仏を中心とするユーロ圏各国首脳らが追加支援の是非を巡る議論の応酬を繰り返したが、その過程でユーロ加盟国の金融支援や財政規律監視などのあり方で意見の食い違いが表面化したことで、ユーロ圏は決して一枚岩でないことを印象づける結果となった。この「欧州ソブリン問題」に関して日銀の白川方明総裁は、10月の衆院財務委員会で「国際金融危機」との認識を示している。

また米国ではリーマン・ショック以降長びく不景気と9%にも達する高い失業率の一方で増大する富裕層への富の集中を背景に、9月には有効な対策を打ち出せないでいる政界と経済界に対し「ウォール街を占拠せよ」を合言葉とする大規模な抗議行動が勃発し、目立った示威行動は2ヵ月ほどで鎮静化したものの運動自体はいまなお継続しており、米国における経済回復の遅れや困難を感じさせている。

こうした経済情勢の中にあって世界のデリバティブ市場は総体的に活況を呈し、2011年（暦年）の取引所取引の総出来高は約250億枚と前年比11.4%増となった。うちコモディティは28億1,227万枚（前年比5.8%減）と全体の伸び率はマイナスに陥ったが、これは農産物（前年比24.1%減）とベースメタル（同32.4%減）が大きなブレーキとなったため、逆に貴金属は前年比95.1%増とほぼ倍増した。

一方、平成15年以降7年連続減少していたわが国商品取引所の出来高は、前年比10.3%増（年度対比では3.5%増）と8年ぶりに増加に転じはしたものの、昨年の金の一時的な盛況によるところが大きく、未だ底を打ったとは言い切れない状況にある。特に金以外の銘柄の人気離散は著しく、商品市場全体の活性化は焦眉の急である。

こうした状況の中、商品先物取引業界の主な動きを顧みれば、次の通りである。

第一に、『総合的な取引所』の創設に向け大きな進展が見られたことである。

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」の中で、「総合的な取引所の創設の推進」は21の国家戦略プロジェクトの一つに盛り込まれた。これを受け金融庁、経産省、農水省は「総合的な取引所検討チーム」を発足。同年末には中間整理を取りまとめ平成25年の取引所実現、そのための関連法案を平成24年の通常国会に提出するとしていたが、東日本大震災の発生で検討は一時中断を余儀なくされた。しかし平成23年後半から総合的な取引所に係る議論は急速に進み、平成24年2月24日には「総合的な取引所検討チーム」のとりまとめが公表され、これを受け、金融商品取引所（証券取引所）に商品（コモディティ）を「金融商品」として上場できるようにすること、そこで行われる商品デリバティブ取引は金融担当大臣が監督することなどを骨子とする金商法改正案が3月9日に閣議決定を経て国会に提出された。

この過程で本会では平成24年1月、会員に対し総合取引所に関するアンケート調査を実施したところ、商先業者に対する金商法と同等の財務規制の適用と顧客資産の信託保全や清算制度の相違による商先業者の立替負担増を強く懸念していることが浮き彫りとなった。このため岡地和道会長は同年2月から開催された産業構造審議会商品先物取引分科会で、総合的な取引所の創設に伴う規制や制度の変更が市場流動性の供給者である商先業者の撤退を招き、市場の縮小につながらないようにすべきとの意見を表明した。その結果、総合的な取引所における商品デリバティブ取引については、商品のみを取り扱う業者の財務基準は商先法に基づく規制（純資産額規制比率）と同様とすること、日本商品清算機構が商品デリバティブ取引の清算に参加することを可能とすること、日本商品委託者保護基金に加入している商先業者は投資者保護基金への加入を免除すること、商先法に基づく分離保管方法も可能とすることが「総合的な取引所検討チーム」のとりまとめに明記された。

第二に、行政の場で商品先物市場の活性化に向けた議論が始まったことである。

経済産業大臣及び農林水産大臣から「内外の環境変化に対応した商品市場に係る制度のあり方いかん」との諮問を受けて開催された前述の産構審商品先物取引分科会では、総合的な取引所のあり方についての審議に続き、第3回（平成24年3月28日開催）から商品市場の活性化をテーマに議論が続けられた。同日の会合では、本会の岡地会長がプレゼンテーションを行い、業界全体のパイの拡大が重要とした上で、商先業者の新規参入や外務員増大を促すためには一定の流動性をもった魅力ある市場づくりが必要と説明。また、ベースとなる市場流動性の創出には一般投資資金の参入が不可欠であるが、不招請勧誘の禁止で商先業者からの情報発信が著しく制限されていることが流動性低下を招いていると指摘し、投資への知識・関心が全くない人への勧誘と、レバレッジ取引の経験者や資料請求者など一定の関心を示している人への勧誘とは区別して考えるべきであると強調した。

なお、同分科会での議論は4月以降も継続されており、数回の会合を経てとりまとめが行われる予定とされている。

第三に、72年ぶりにコメ先物市場が復活したことである。

平成22年3月8日に東穀取と関西取が申請していたコメ先物の2年間の試験上場申請が7月1日付けで農林水産大臣から認可され、8月8日に両取引所でわが国商品先物取引のルーツともいべきコメ先物取引が72年ぶりにスタートした。わが国の商品取引所としても平成22年3月の日経・東工取商品指数以来、およそ1年半ぶりの新規商品の上場である（中部商品取引所から東工取に移管、上場した中京ガソリン及び同灯油を除く）。

標準品は東穀取が関東産コシヒカリ、関西取は北陸産コシヒカリ。取引単位はそれぞれ6千キロ（100俵）と3千キロ（50俵）。初日、東穀取では基準値に対して買いが殺到し、サーキット・ブレーカーが2度発動した後にも買い優勢が変わらなかったため、取引は未成立に終わった。一方、関西取の初日出来高は1万1,289枚。東穀取の翌9日の取引は6,765枚だった。

コメ先物の上場では、全国農業協同組合中央会（JA全中）は一貫して反対の立場を表明しており、今回の2取引所の認可申請に対しても①平成17年時の不認可の理由であった「コメ農家に対して生産調整への参加を誘導している政策との整合性が保てない」状況は不変であること、②個別所得補償制度やコメの需要と価格安定に資する政策が崩壊するおそれがあること、③先物取引は産地銘柄で流通する日本のコメ流通の実態に即さないこと、④食料価格の高騰や東日本大震災が発生している中で投機的な取引の検討自体が問題であること——を反対理由とする「米の先物取引に関するJAグループの基本的な考え方」を決議し、5月末に開かれた農水省の食料・農業・農村政策審議会食糧部会でもJA代表の委員が同考え方に基づいて意見を表明した。その一方で、全国米穀販売事業共済協同組合は、コメ先物取引は指標価格の形成に資するものであり、先物取引の実現を要望するとの文書を提出。本会も、透明な価格指標に対するニーズが高まっていることなどから試験上場実現について要望書提出した。

実際に取引が始まると、JAの組合長を務める若いコメ農家の経営者が先物市場でヘッジ取引を行いその模様をインターネットで公表するなど、JA全中の意見が必ずしもコメ農家全体の意見でないことも明らかになってきた。しかし商品業界を挙げたコメ先物の振興への取り組みにも関わらず、平成24年3月現在、取引は必ずしも順調とはいえない状況が続いている。

以下、平成23年度における当協会の事業について報告する。

なお、文中において、関係団体・取引所・主務省の名称は以下のとおり略称した。

東穀取	: 株式会社東京穀物商品取引所
東工取	: 株式会社東京工業品取引所
関西取	: 関西商品取引所
J C C H	: 日本商品清算機構
委託者保護基金	: 日本商品委託者保護基金
農水省	: 農林水産省
経産省	: 経済産業省

I 総務関係事項

1. 平成23年度の事業計画・収支予算及び会費の額

平成23年度の事業計画及び収支予算並びに会費の額は、以下のとおり、第13回臨時総会（平成23年3月23日開催）において承認された。

（1）事業計画 （平成23年度事業計画は後掲。資料5-(1)、43ページ）

平成23年度の事業計画は、わが国の経済にとって国内商品市場を十全に機能させることが喫緊の課題であるとの認識のもとに、国内商品市場取引に係る商品先物取引業の円滑化への取組を柱に策定した。

（2）収支予算

平成23年度の収支予算は、事業規模及び人件費の縮減を図り、事業費4,935万円、事務所費4,834万円を計上し、予算総額は1億446万円（対前年度予算比72.4%）とした。

（3）会費

会費は、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を行う商先業者が本会の会員として加入したことから、第12回臨時総会（平成22年12月8日開催）で承認された以下の会費体系及び額とした。

① 国内商品市場取引の受託業者

(1) 規模別固定会費

ア) 資本金額10億円未満	月額2万円
イ) 資本金額10億円以上20億円未満の受託会員	月額4万円
ウ) 資本金額20億円以上の受託会員	月額6万円

(2) 定率会費

定率会費の予納単価は、それぞれ売買1枚につき次のとおり（自己・委託同額）とした。

ア) 一般商品	50銭
イ) 東穀取：一般大豆、東工取：金ミニ取引・白金ミニ取引、 関西取：粗糖・米国産大豆・冷凍えび	25銭

② 国内商品市場取引の取次業者 固定会費 月額2万円

③ 外国商品先物取引の受託・取次業者 固定会費 月額2万円

④ 店頭商品デリバティブ取引業者 固定会費 月額2万円

*上記①～④を兼業する業者

- ・国内商品市場取引の受託業者である場合 上記①の額
- ・国内商品市場取引の受託業者でない場合 固定会費 月額2万円

⑤ 準会員 固定会費 月額1万円

2. 平成24年度の事業計画・収支予算及び会費の額について

平成24年度の事業計画及び収支予算並びに会費の額は、以下のとおり、第14回臨時総会（平成24年3月14日開催）において承認された。

（1）事業計画 （平成24年度事業計画は後掲。資料5-(2)、45ページ）

政府において「総合的な取引所」を視野に入れた今後の商品先物取引制度のあり方が検討さ

れる中、総合的な取引所における諸制度の検討と併せて、現下の商品市場における取引の活性化を図るため、新たな市場参加者の参入促進と投資家等の市場利用者の増大に向けた啓蒙活動を柱に策定した。

また、今後の商品取引所の運営形態によって想定される業界再編の方向性を見極めつつ、本会のあり方及び会費体系の見直しを検討することとした。

(2) 収支予算

平成24年度の収支予算は、前年度と同規模の事業費4,674万円、事務所費4,890万円を計上し、予算総額は1億781万円（対前年度予算比103.2%）とした。

(3) 会費の額

会費は、平成23年度と同じ会費体系及び額とした。

3. 定款及び諸規程の改正

(1) 定款の改正

(資料5-(3)、47ページ)

会員数の減少に対応して理事定数の見直しを行うため、第14回臨時総会において以下の改正案が承認され、同日（平成24年3月14日）から施行した。

① 理事定数の見直し（第16条第1項第1号）

「8人以上15人以内」から「6人以上10人以内」に改める。

② 会員外理事の上限の見直し（同第2項）

「5人」から「3人」に改める。

(2) 役員選任規程の改正

(資料5-(4)、47ページ)

本会をめぐる状況の変化及び理事定数の見直しに対応するため、第91回理事会（平成24年2月23日開催）において以下の改正案が承認され、同日から施行した。

① 役員定年の例外規定の追加（第6条）

本会をめぐる状況の変化が見込まれる等の特別の事情がある場合においては役員定年満70歳の規定を適用しないことができる旨を追加する。

② 役員選考委員定数の見直し（第15条第2項）

会員数の減少に対応して理事定数を見直すことに併せて、選考委員会方式により会員役員候補者を選定する場合の選考委員の定数を「8人以上10人以内」から「6人以上8人以内」に改める。

4. 役員の変動

(1) 会長の交代及び副会長の選任

加藤雅一会長から会長職を辞任する意向が表明されたことから、第88回理事会（平成23年10月21日開催）において理事の互選を行い、岡地和道理事が会長に、車田直昭理事が副会長にそれぞれ選任され、同日付で就任した。

(2) その他の役員の変動

期中におけるその他の役員の変動は、次の通りである。

役 職	氏 名	会 員 名	事 由	異動年月日
監 事	村 上 久 広	光陽ファイナンシャル トレード(株)	就 任	平成23年 5 月26日
理 事	上 村 勤	(株)アルフィックス	辞 任	平成23年 7 月31日

注) 会員名は、就任又は辞任当時のものである。

5. 常設委員会の異動

市場戦略統合委員会の多々良實夫委員長から辞任の意向が表明されたことから、第88回理事会において車田直昭理事が委員長に選任され、同日付で就任した。

6. 会員代表者懇談会等の開催

商品取引所の再編に係る経緯等について会員の認識の共有を図るため、また、商品市場の活性化策等についての協会の取組に会員意見を反映させるため、次のとおり会員代表者懇談会、意見交換会を開催した。

【平成23年 9 月】東穀取経営計画説明会

議 題 (株)東京穀物商品取引所の中期経営計画等について

開催日 平成23年 9 月27日 (火) 午後 2 時 東工取 地下 1 階セミナールーム

【平成23年11月】

議 題 商品先物取引の振興と業の発展に向けて

開催日 平成23年11月16日 (水) 午後 3 時30分 東工取 地下 1 階セミナールーム

【平成24年 1 月】

議 題 農産物市場の再編について

開催日 平成24年 1 月31日 (火) 午後 3 時30分 エンパイヤビル 11階会議室

【平成24年 3 月】会員理事・監事懇談会

議 題 商品市場の活性化策について

開催日 平成24年 3 月15日 (木) 午後 3 時 日本商品清算機構 1 階会議室

7. 会員の異動

期首(平成23年 4 月 1 日)現在における当協会の会員の数は、会員28社、準会員 2 社の合計30社であったが、期中において次の異動があり、期末(平成24年 3 月31日)においては、会員30社、準会員 3 社の合計33社となった。

(1) 入 会 (会員 3 社、準会員 1 社)

会 員 名	会員代表者名	入会年月日
楽天証券(株)	楠 雄 治	平成23年 4 月 1 日
I G マーケッツ証券(株)	博 多 一 恭	平成23年 7 月21日
(株)外為ジャパン	中 野 雄 介	平成23年 9 月22日
日本フィナンシャルセキュリティーズ(株) (準会員)	加 藤 雅 一	平成23年11月24日

(2) 脱退 (1社)

会 員 名	事 由	脱退年月日
ひまわり証券(株)	本会からの退会	平成24年2月29日

(3) 商号の変更 (1社)

旧 会 員 名	新 会 員 名	変更年月日
光陽ファイナンシャルトレード(株)	KOYO証券(株)	平成23年9月1日

(4) 会員代表者の変更 (4社)

会 員 名	新代表者名	旧代表者名	変更年月日
光陽ファイナンシャルトレード(株)	村上 久広	小笠原 昭夫	平成23年4月1日
ひまわり証券(株)	北川 博文	山地 一郎	平成23年6月1日
アルフィックス(株)	藪本 浩	上村 勤	平成23年6月30日
I Gマーケット証券(株)	小池 一弘	博多 一恭	平成23年11月14日
(株)外為ジャパン	池上 宏	中野 雄介	平成24年3月28日

II 事業に関する事項

II-1 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 新制度の円滑な定着に向けた取組

(資料6-1)、51ページ)

平成23年4月に実施した「新制度の定着状況に関する調査(第二次)」で挙げられた商品先物取引業に対する諸規制及び新制度に関する課題・問題点に係る対応策について第21回市場戦略統合委員会(4月28日開催)で協議・整理し、会員の参考に資するため、6月7日付けで報告書を協会ホームページ(会員専用ページ)に掲載した。

2. 国内商品市場の活性化に向けた取組

(1) 受託環境の改善に係る取組

① アンケート調査及びヒアリングによる会員の意向の把握

会員代表者懇談会(平成23年11月16日開催)において、国内商品市場へのより多くの取引参加を呼び込むため商先業者に対する規制の合理的な運用を求める意見が多数出たことを踏まえ、商品先物取引法施行規則(省令)及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」(以下、「監督指針」という。)における行為規制に係る解釈(定義)、行動の指針等に係る運用の見直しを求めていくため、円滑な勧誘・受託活動を行ううえでの制約となっている制度上の問題点及びその改善策について、アンケート調査(12月1日付け「受託環境の改善に係るアンケート調査」)及びヒアリングを実施した。

② 市場戦略統合委員会及び理事会での要望とりまとめ

(資料6-2):58ページ、資料6-3):64ページ)

前記アンケート調査及びヒアリング結果について、監督指針の運用に関するもの、主務省令の見直しを要するもの等に区分し、第25回市場戦略統合委員会(平成23年12月16日開催)において受託環境の改善に向けた要望事項として整理した。その後、整理した内容について岡地会長及び車田副会長が12月20日に主務省を訪問して説明するとともに、監督指針の運用に係る事項については継続して事務局と主務省担当者間で協議を行った。

さらに、主務省令の見直しを要する事項については、第26回市場戦略統合委員会(平成24年1月11日開催)において要望事項のとりまとめを行い、第90回理事会(1月20日開催)において当該要望事項が承認された。

③ 産業構造審議会商品先物取引分科会での意見表明

(資料6-4)、67ページ)

承認された要望内容については、理事会後に開催された両省との懇談会において会長から主務省に対して説明し、平成23年度第3回産業構造審議会商品先物取引分科会(平成24年3月28日開催)において、岡地会長から商品市場の活性化に向けたプレゼンテーションの中で意見表明された。

(2) 東工取の取引システム改善に係る検討

東工取の取引において、より多くの売買注文の約定を可能ならしめ、市場流動性を高めるため、立会開始時の取引締結方法及び立会時間の見直しについて、第85回理事会(平成23年5月26日開催)において討議したところ、市場戦略統合委員会に付議し、多角的に検討を行うこととされた。

① 市場戦略統合委員会及び小委員会における検討

理事会の諮問を受け、第22回市場戦略統合委員会（平成23年6月2日開催）において討議した結果、以下について東工取と合同で小委員会を設置し、検討していくことが了承された。

- (1) 日中立会開始時及び夜間立会開始時に加えて、日中立会の半ば及び終了時にも板合せ取引を行うこと。
- (2) それぞれの板合せ取引において、限月ごとに順次、数分間の板合せ取引を行うこと。
- (3) MO注文について、直近の約定値段から大きく乖離せずに、より多くの注文が約定されるようにすること。
- (4) 15時30分から17時の間において立会を行うこと。

会員及び東工取、東穀取、清算機構の実務担当者による小委員会「板合せ取引等の見直しに関する検討会議」ではシステム対応の可否を中心に討議し、意見とりまとめを行うにあたっては、同検討会議メンバー会社に対しアンケート調査を行い、会社としての意向を調査した。

② 東工取への要望書の提出

(資料6-5)、71ページ

小委員会での検討を踏まえ、第24回市場戦略統合委員会（平成23年9月13日開催）において意見とりまとめが行われ、これを東工取へ要望することについて第87回理事会（9月22日開催）で承認され、9月26日付け会長名文書により東工取に要望書を提出した。

同要望書では、①ザラバ取引終了時の引け板合せの導入、②シフト立会の導入、③CBの限月間連動の廃止、④MO注文の約定機会増加、⑤立会時間の変更、⑥NSCO及びSCO注文の改善、⑦次期システム導入の際の考慮事項を掲げて、東工取での取引参加者を交えた検討を要望した。

③ 要望に対する東工取からの回答

(資料6-6)、72ページ

本会からの要望を受け東工取では本会会員との検討会及び市場運営委員会において要望事項の検討が行われ、その検討結果を踏まえ、平成23年12月28日付け文書により、本会の要望事項のうちCBの限月間非連動及び市場間でのNSCOは現行システムで導入するが、他は次期システムでの対応を検討する旨の回答があった。

3. 「総合的な取引所」に係る取組

(1) 「総合取引所創設に関する協会スタンス」のとりまとめ

(資料6-7)、74ページ

平成23年4月に実施した「総合取引所に関するアンケート」結果を踏まえ、第86回理事会（平成23年7月21日開催）において、取引所の統合、商先法と金商法の一元化、規制・監督機関の一元化等についての協会としてのスタンスをとりまとめ、今後の意見具申の際の基本方針とすることとした。

(2) 会員要望事項の把握

(資料6-8)、77ページ

総合取引所に関連する法案について平成24年1月に開会する通常国会に向けて提出準備することが閣議決定されたことを受け、総合取引所の創設が商品市場全般に流動性をもたらし活性化させるとともに商先業者の撤退を招くことなく事業を伸展させるものとなるよう、①業者規制の一元化、②顧客資金の分別保管の統一化、③クリアリングの一元化等、総合取引

所を推進するうえでの要望事項を把握するために、再度アンケート調査を実施した。

このアンケート結果を踏まえ、今後の総合取引所に関する議論の場において業界意見を表明していくことが第90回理事会（平成24年1月20日開催）において了承された。

（3）「総合的な取引所」に関する主務省説明会の開催

政府における検討の進捗状況について主務省から会員に説明をいただくため、日商協と共同で以下のとおり説明会を開催した。

【日 時】 平成24年1月31日（火） 午後2時

【場 所】 エンパイヤビル（東京都中央区）

【議 題】 「総合的な取引所」の検討状況について

（4）産構審商品先物取引分科会における意見表明

（資料6-9）、85ページ）

産構審第1回商品先物取引分科会（平成24年2月10日開催）において、岡地会長から、総合的な取引所が商品市場の活性化につながるものとすべきこと、そのため上場商品全般に流動性があるよう手当てすることが重視されるべきであること、また金商法の自己資本規制比率が商先業者に適用されると相当数の業者の市場撤退を招くことになるため、一体化される場合には、恒久的措置として商品のみを取り扱う業者には現在の商先法における純資産額規制比率と同等の財務規制を適用すること、金商業者と商先業者に対する行為規制について整合性を図ること等を求めた。

その結果、2月24日に公表された金融庁、経産省、農水省の「総合的な取引所検討チーム」のとりまとめにおいて、総合的な取引所における商品デリバティブ取引については、当該取引に係る業務のみを行う第1種金商業者の財務基準は商先法に基づく規制（純資産額規制比率）と同様とすること、日本商品清算機構が商品デリバティブ取引の清算に参加することを可能とすること、日本商品委託者保護基金に加入している商先業者は投資者保護基金への加入を免除すること、商先法に基づく分離保管方法も可能とすることが明記された。

4. 商品取引所の再編に係る取組

（1）東穀取の建玉移管白紙撤回に対する文書提出

（資料6-10）、88ページ）

東穀取がコメ先物取引の試験上場に際して東工取への建玉移管を白紙撤回したこと、また、そのことについて本会に事情説明がなされなかったことについて、第86回理事会の議を経て、平成23年7月22日付け会長名文書により、東穀取に対し遺憾の意を表明した。

（2）東穀取経営計画に係る会員説明会の開催

東工取への建玉移管の白紙撤回に係る経緯及び撤回後の中期経営計画の見直しを踏まえた今後の東穀取の運営方針について、同取引所より本会会員代表者への説明を受けるため、以下のとおり説明会を開催した。

【日 時】 平成23年9月27日 午後2時

【場 所】 東工取 地下1階セミナールーム

（3）会員代表者懇談会の開催

（資料6-11）、89ページ）

東穀取農産物市場の建玉移管のあり方について、以下のとおり会員代表者懇談会を開催した。出席会員24社の意見は、4分の3の会員がコメを除き東工取へ移管すること、残りの4分の1の会員が農産物を一体的に関西取に移管することが望ましいとのことであった。

【日 時】 平成24年1月31日（火） 午後3時30分

【場 所】 エンパイヤビル（東京都中央区）

5. コメ先物取引の振興に係る取組

（1）コメ先物取引の試験上場実現に関する要望書の提出 （資料6-12、91ページ）

平成23年6月20日付け会長名文書により、コメ先物取引の試験上場の実現を農林水産省に対して要望した。

（2）東穀取「コメ説明会」の運営支援

東穀取がコメ先物取引の受託取引参加者の営業担当者を対象に東京、名古屋、大阪地区で開催した「コメ説明会」の運営を支援した。7月25日から9月5日まで全6回の説明会には計679名が出席した。

（3）協会ホームページにおけるコメ取扱会員の紹介 （資料6-13、92ページ）

コメの取引開始に先立ち、協会ホームページに「コメ先物取引は本会会員（商品先物取引業者）を通じてお取引できます。」として、コメ先物取引を扱う商品先物取引業者の一覧を掲載した。

（4）関西取コメ先物市場の振興支援表明 （資料6-14、92ページ）

関西取において、コメ先物取引により8月中の出来高が、本会が同取引所の再編を提言した平成22年7月時点と比べて増加していること、コメ先物市場を産業インフラとして機能させ、それを契機にわが国の商品市場を再興させる必要があることから、理事の同意を得たうえで、平成23年8月31日付け会長名文書により、同取引所に対し、上記の再編に係る提言を撤回し、コメ先物市場の振興を支援する旨を表明した。

6. 商品先物取引の税制に係る要望 （資料6-15）：93ページ、資料6-16）：94ページ）

商品先物取引に係る税制について、以下の要望を、平成23年7月に農水省及び経産省に、また10月に自由民主党農政推進協議会・農林部会に、11月に自由民主党商工・中小企業関係団体委員会にそれぞれ提出した。要望内容については、7月28日に会員代表者に対し報告するとともに、協会ホームページに掲載した。

〔要望内容〕

① 損益通算範囲の拡大について

商品先物取引の差金等決済に係る取引損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失の繰越控除を可能とする措置を講じること。

② 外国商品市場取引による決済損益への課税について

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について申告分離課税とすること。

③ 国際課税に係る税制措置

非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に、商品先物取引の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）と解さないこと。

その結果、12月10日に公表された内閣府税制調査会の「平成24年度税制改正大綱」において、「金融証券税制については、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境

を整えるため、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。」との基本的考え方が示された。

この要望結果等については、12月12日に会員代表者に対しファクシミリにより報告するとともに、協会ホームページ（会員専用ページ）に掲載した。

7. 純資産額規制比率の算出に係る自己玉リスク値の相関係数変更への対応

（資料6-17、95ページ）

当協会が作成し会員に提供している「リスク値計算シート」を次のとおり更新し、協会ホームページ（会員専用ページ）に掲載するとともに、電子メールにより会員に通知した。

（1）定例年度更新

平成23年4月1日から適用される全商品の相関係数が清算機構から発表されたことに伴う対応（4月20日）

（2）新規上場商品への対応

平成23年8月8日から東穀取及び関西取にコメが上場されることによる対応（7月28日）

8. 金地金等の現受けに係る支払調書の提出等に関する会員周知について（資料6-18、97ページ）

平成24年1月1日から施行される改正所得税法において、200万円超の対価を支払って金地金等の譲渡を業として受けた者は、所轄税務署長に対して所定の事項を記載した支払調書を提出することが義務付けられることとなったことに関連して、会員から「商品取引所における現受けについて調書の提出義務が課されるか」等の照会が相次いだことから、関連事項について国税庁に照会した上で、平成23年12月1日付け文書「金地金等の現受けに係る支払調書の提出等に関して」により概要以下の内容を会員あてに通知した。

〔通知内容（概要）〕

商品取引所における現受けにおいて、譲渡に係る対価を支払う者は買方の商先業者ではなくその委託者であると考えられるため、商先業者に支払調書の提出義務は課されない。

II-2 調査研究に関する事業

1. 会員に対する調査及び意見募集

（「II-1. 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業」中において記載した調査・意見募集の一部については、本項での記載を割愛した。）

（1）新制度の定着状況に係る調査

（前掲資料6-1、51ページ）

平成23年1月に続き同年4月に第二次調査を実施。会員29社中28社から回答を得た。主な調査項目は、①スマートCXの導入状況、②取引システムの内製、外注、ASP・アウトソースに関する状況、③新法・新制度に関する課題・問題点等。集計結果は、第21回市場戦略統合委員会（平成23年4月28日開催）で協議された課題等への対応策と併せて、6月7日付け文書により会員に報告した。

（2）総合取引所に関するアンケート調査

① 平成23年4月実施調査

（資料7-1、101ページ）

平成23年4月に実施。会員29社中28社から回答を得た。主な調査項目は①東工取と金融商品取引所との統合推進に関する意向、②商先法と金商法との一体化推進に関する意向、③財務規制（純資産額規制比率及び自己資本規制比率）に係る数値、④総合取引所の監督機関のあり方等。集計結果は第85回理事会（平成23年5月26日開催）に報告するとともに、ホームページに掲載して会員の閲覧に供した。また、第86回理事会（平成23年7月21日開催）において「総合取引所創設に関する協会スタンス」を取りまとめる際の資料として活用した。

② 平成24年1月実施調査

（前掲資料6-(8)、77ページ）

総合取引所関連法案が平成24年1月に開会する通常国会に提出できるよう準備することが閣議決定されたこと、東京証券取引所と大阪証券取引所が経営統合に関して基本的な合意に達したこと等諸情勢の変化があったことを受けて、直近の会員意見を把握するため再度アンケート調査を実施した。

（3）電子取引調査

（資料7-(2)、105ページ）

平成22年度下期（平成22年10月～平成23年3月）及び平成23年度上期（平成23年4月～同年9月）の電子取引に係る①委託者数、②預り証拠金額、③売買枚数、④受取委託手数料収入等について会員に対する調査を実施した。

調査結果については、12月1日付けで協会ホームページに掲載した。

2. 商品先物取引に関する税制要望のための調査

（1）金融所得課税の一元化が商品先物取引に与える影響に関する調査

（資料7-(3)、110ページ）

商品先物取引を含む多種多様な金融所得を総合したうえで課税する金融所得課税の一元化を要望するにあたっての基礎資料とするため、次の調査を実施した。

調査結果については1つの報告書にまとめ、平成24年4月17日付けで協会ホームページ（会員専用ページ）に掲載した。（報告書冊子は、同4月に会員及び主務省に配付した。）

① 委託者に対するアンケート

会員29社（当時）のうち25社の委託者に対し平成23年7月に各社から調査票を送付する方法及びインターネット上の特設サイトにおいて回答する方法により、損益通算を希望する金融商品、損失の繰越控除による投資行動の変化等についてアンケートを実施し、923人から回答を得た。

② 会員に対する委託者実情調査

新規委託者数の推移、個人委託者の年間損益状況等、業界全体の委託者の実態を推定するために、全会員に対して顧客の任意抽出による調査を平成23年7月に実施した。

（2）諸外国のキャピタルゲイン課税に係る調査

（資料7-(4)、112ページ）

過年度に調査した主要欧米諸国における先物取引等の投資所得に係る課税制度について、その後の改正等を調査し、資料を更新した。

（3）証券会社に対するヒアリング

商品先物取引と株式取引との損益通算に関して、①株式取引を行っている投資家のうち商品先物取引の経験を有する者がどの程度存在するのか、②株式取引を行っている投資家がどの程度損益通算を望んでいるか等を把握するため、農水省及び経産省の担当者と共に、会員から紹介を受けた証券会社3社に対して、平成23年6月及び7月にヒアリング調査を実施し

た。

3. 国民生活センター等における商品先物取引相談件数に係る調査 (資料7-(5)、114ページ)

各地消費者センターに寄せられている商品デリバティブ取引関連の相談件数を把握するため、国民生活センターが公表している「商品デリバティブ相談件数」について、平成23年7月22日付けで、国内と海外の商品デリバティブ取引に関する相談件数を照会した。対象期間は平成22年度、及び平成23年1月から施行された商先法の効果を見るために平成23年1～6月と前年同期。相談件数とその分析は10月4日付けで会員各社に報告した。

4. 大学講座開設等に係る支援

東穀取及び東工取と合同で、青山学院大学法学部及び同大学大学院法学研究科において、次のとおり寄附講座を開講した。全科目の履修者は、平成23年度は361名、寄附講座を行った5年間の合計は2,179名であった。

講座名：金融・商品先物取引法研究（大学院法学研究科）

金融商品先物取引法（大学法学部）

経済と法（大学法学部）ほか全9科目

担当教授：宇佐美 洋（青山学院大学客員教授）

また、会員、関係団体及び取引所に対し寄附講座等の聴講生の募集を行ったところ、会員から3名、取引所から1名の受講申込みがあり、関係者の知識・学識の向上を図った。

II—3 広報に関する事業

1. WEBによる啓蒙活動

(1) 協会ホームページの充実等

協会ホームページ及び会員専用ページにおいて、以下の情報を掲載・更新した。

なお、平成23年度中の月間平均アクセス数は約15,300件であった。

① 業界統計データの更新

商品先物市場に係る統計データ（出来高・取組高推移、電子取引の推移等）を更新し、会員、業界関係者及び一般の閲覧に供した。

・電子取引に関する統計データ（平成23年11月30日更新） (前掲資料7-(2)、105ページ)

・業界統計データ（平成23年7月25日更新） (資料8-(1)、119ページ)

② 商品先物取引業者等名簿の改訂

国内商品市場取引を扱っている商品先物取引業者及び本会に加入している商品先物取引業者に係る情報を提供するため会員各社にWEB上での入力を依頼し、当該情報に基づき、平成23年4月1日を基準日とした「商品先物取引業者等名簿WEB版」を掲載した。

また、上記情報に基づいてPDF形式の名簿を作成し、平成23年6月11日に協会ホームページへ掲載した。

③ 各種調査の実施及び調査結果の掲載

協会ホームページ（会員専用ページ）を通じて以下の調査・意見募集を実施し、一部を除いて、その集計結果・報告書等を掲載した。(カッコ内は調査実施日)

- ・総合取引所及び新制度の定着状況に関する追加調査（平成23年4月8日）
- ・税制改正要望に係る委託者アンケート調査、委託者実情調査（平成23年7月14日）
- ・国民生活センターの苦情相談件数に関する調査（平成23年10月4日）
- ・電子取引の普及状況に係る定期的調査（平成23年10月11日）
- ・受託環境の改善に係るアンケート調査（平成23年12月1日）
- ・総合取引所に関するアンケート調査（平成24年1月13日）

④ 改正された協会定款・諸規程の掲載

平成24年3月14日から施行した「定款」、2月23日から施行した「定款の施行に関する規則」を掲載した。

⑤ 会員に対する情報提供

当協会の総会、理事会、常設委員会等における審議状況について会員の認識の共有を図るため、諸会議の議事概要、資料及び議事録を協会ホームページ（会員専用ページ）に随時掲載した。

また、諸会議の記者発表資料は協会ホームページに掲載し一般の閲覧に供した。

このほか、当協会が実施した各種調査の報告書、協会の活動内容を含む商品先物業界に関する情報や主務省等からの各種連絡事項等を協会ホームページ又は会員専用ページに掲載し、会員における情報の共有を図った。

（2）商品さきもの知識普及委員会ホームページの運営

商品先物市場の利用に係る様々な知識・情報を広く提供するために、取引所と共同で「商品さきもの知識普及委員会」ホームページを運営した。

なお、本サイトの平成23年度中の月間平均アクセス数は2,280名件であった。

（3）商品先物SNS「みんなのコモディティ」の開設

（資料8-2）、125ページ）

平成23年9月26日より、東工取、東穀取、J C C H及び委託者保護基金との共同提供により、個人投資家向けSNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）「みんなの株式」に商品先物取引のカテゴリー「みんなのコモディティ（みんなのコモ）」を追加・新設し、商品先物情報の発信と投資家・情報提供者間の相互の情報受発信を可能にすることで商品先物取引の普及を図った。

「みんなのコモ」へのアクセス数は、併設する「みんなの株式」「みんなの外為（FX）」「みんなのCFD」との相乗効果もあって、平成23年10月の2万4千件から毎月増加し、平成24年3月は9万3千件となった。

2. セミナー形式による啓蒙活動

（1）CXセミナーの共催

（資料8-3）、127ページ）

商先業者に所属する外務員の商品知識向上を目的に、平成23年6月から3回にわたり東穀取、東工取及び関西取と共同で「CX（商品先物）セミナー」を開催した。後援は日本経済新聞社とテレビ東京。

第1回：6月14日「電力状況と原油、石油製品の見通し」

〔講師〕UBS証券シニアアナリスト 伊藤 敏憲氏

第2回：7月14日「天候相場期の穀物見通し」

〔講師〕コンチネンタル・ライス 代表取締役 茅野 信行氏

第3回：8月24日「インフレ傾向強める世界経済と金相場」

〔講師〕貴金属アナリスト 亀井 幸一郎氏

(2) コモディティフェスティバル2011への協賛

(資料8-4)、128ページ

商品先物市場で取引する著名投資家、アナリスト、メディア関係者約30名と個人投資家約100名の交流会「コモディティフェスティバル2011」に協賛し、ブースで本会作成の個人投資家向け商品先物入門パンフレット「はじめての商品先物取引」を配布した。

【日 時】：9月23日（金・祝）午後6時～7時

【場 所】：八重洲富士屋ホテル（東京都中央区）

【主 催】：東京工業品取引所、東京穀物商品取引所、ラジオ NIKKEI

3. パンフレットの改訂等

(1) 商品先物取引入門冊子の改訂

(資料8-5)、130ページ

商品先物取引の個人投資家向け入門冊子「マンガ はじめての商品先物取引」を、コメ先物取引の上場に合わせて内容を改訂し、協会ホームページに掲載した。

(2) 商品先物取引に係る税制リーフレットの改訂

(資料8-6)、134ページ

平成24年1月1日からの所得税法等関連法令の改正に対応してリーフレットを改訂し、「商品デリバティブ取引に関する税金」を作成した。

改訂したリーフレットは会員に頒布するとともに、電子版を本会ホームページに掲載した。

(3) 「逐条解説 商品先物取引法」の頒布

新制度の的確な理解を浸透させるため、平成23年10月5日に法改正に従事した当時の主務省担当者により作成された「逐条解説 商品先物取引法」を購入し、学者・弁護士、本会会員等の関係者に配付した。

4. 商品先物市場に関する統計データの集計・公表等

(1) 業界統計データの集計・公表

政府及び関係諸機関への政策提言の際の基礎データとするため、以下の項目に係る統計データを作成・更新し、平成23年7月25日に協会ホームページに掲載して一般の閲覧に供した。

- ・出来高（暦年、年度ベース）
- ・取組高
- ・預り証拠金額
- ・商品取引員数
- ・営業所数
- ・登録外務員数
- ・委託者数
- ・受取委託手数料額

(2) 中部大阪商品取引所の上場商品に係る各種データの提供

中部大阪商品取引所の解散に伴い、同取引所に上場していた商品に係る出来高・取組高、約定値段、会員別の取引高・取組高等のデータを提供する旨を本会ホームページに掲載し、一般社会からのデータ提供の要請に対応した。

以 上

平成 23 年度決算財務諸表

1. 平成23年度収支計算書

〔 自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月31日 〕

(収入の部)

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
入 会 金 収 入	0	300,000	△ 300,000	入会金
会 費 収 入	30,280,000	35,098,728	△ 4,818,728	規模別固定会費・定率会費
雑 収 入	1,000,000	300,587	699,413	パンフレット代金・受取利息
退職給与引当預金取崩収入	0	600,000	△ 600,000	退職給与引当預金取崩し
運営準備積立預金取崩収入	54,000,000	40,000,000	14,000,000	運営準備積立預金取崩し
当期収入合計(A)	85,280,000	76,299,315	8,980,685	
前期繰越収支差額	19,184,000	22,827,808	△ 3,643,808	
収入合計(B)	104,464,000	99,127,123	5,336,877	

(注) 差異の△印は予算対比収入増を示す。

(支出の部)

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
事 業 費	49,348,000	27,622,087	21,725,913	
1. 制度改善推進事業費	16,764,000	3,111,262	13,652,738	
制度改善検討費	16,158,000	3,001,149	13,156,851	市場戦略統合委員会開催諸費 みんコモ運営費等
制度改善推進費	606,000	110,113	495,887	会員懇談会・説明会開催諸費
2. 企画調査事業費	26,600,000	20,606,840	5,993,160	
制度調査研究費	8,524,000	5,669,318	2,854,682	法令関係資料購入、委託者情報 システム・PC保守、リース料等
調査資料蒐集費	5,025,000	3,665,056	1,359,944	J-com情報料、参考書籍等
統計資料作成費	9,051,000	7,272,466	1,778,534	税制調査委託費
大学講座開設費	4,000,000	4,000,000	0	先物関連寄附講座
3. 広報事業費	5,984,000	3,903,985	2,080,015	
広報実施費	3,809,000	2,808,050	1,000,950	協会HP運営諸費、税制リーフ
協会事業推進費	2,175,000	1,095,935	1,079,065	協会事業支援広報費

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
事 務 所 費	48,335,000	45,916,081	2,418,919	
給 与 費	27,580,000	27,400,684	179,316	役職員報酬給与
退 職 金	0	600,000	△ 600,000	非常勤役員退職金
福 利 厚 生 費	4,460,000	4,327,864	132,136	社会保険料、健診補助等
旅 費 交 通 費	735,000	493,154	241,846	会議出席旅費、市内交通費
通 信 費	749,000	602,361	146,639	電話・郵便・ネット通信料等
什 器 備 品 費	525,000	152,504	372,496	事務用器具等購入費
図 書 印 刷 費	630,000	295,690	334,310	諸会議資料作成費
会 議 費	1,036,000	563,131	472,869	理事会等開催諸費
消 耗 品 費	378,000	176,878	201,122	事務用消耗品費
借 料 及 損 料	10,319,000	10,315,116	3,884	事務所借料・管理費
水 道 光 熱 費	441,000	380,190	60,810	事務所電気料金
諸 費	1,482,000	608,509	873,491	関係先慶弔費・銀行手数料等
退職給与引当預金支出	6,781,000	6,780,454	546	退職給与引当金要繰入額
予 備 費	0	0	0	
当 期 支 出 合 計 (C)	104,464,000	80,318,622	24,145,378	
当 期 収 支 差 額 (A) - (C)	—	△ 4,019,307	—	
次 期 繰 越 収 支 差 額 (B) - (C)	—	18,808,501	—	

(注) 差異の△印は予算対比支出増を示す。

2. 正味財産増減計算書

〔 自 平成23年 4月 1日 〕
〔 至 平成24年 3月31日 〕

単位：円

科 目	金 額	
I 増加の部		
1. 資産増加額		
退職給与引当預金増加額	6,780,454	6,780,454
2. 負債減少額		
退職給与引当金取崩額	600,000	
運営準備金取崩額	40,000,000	40,600,000
増加額合計		47,380,454
II 減少の部		
1. 資産減少額		
当期収支差額	4,019,307	
固定資産減価償却額	80,903	
退職給与引当預金取崩額	600,000	
運営準備積立預金取崩額	40,000,000	44,700,210
2. 負債増加額		
退職給与引当金繰入額	6,780,454	6,780,454
減少額合計		51,480,664
当期正味財産減少額		4,100,210
前期繰越正味財産額		34,376,924
期末正味財産合計額		30,276,714

3. 貸借対照表

〔平成24年 3月31日現在〕

単位：円

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	19,136,940		
流動資産合計		19,136,940	
2. 固定資産			
什器備品	4,155,317		
保証金	7,312,896		
退職給与引当預金	24,101,902		
運営準備積立預金	318,924,225		
固定資産合計		354,494,340	
資産合計			373,631,280
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	328,439		
流動負債合計		328,439	
2. 固定負債			
退職給与引当金	24,101,902		
運営準備金	318,924,225		
固定負債合計		343,026,127	
負債合計			343,354,566
III 正味財産の部			
正味財産			30,276,714
(うち当期正味財産減少額)			(4,100,210)
負債及び正味財産合計			373,631,280

4. 財 産 目 録

〔平成24年 3月31日現在〕

単位：円

科 目	金 額		
I 資 産 の 部 1. 流 動 資 産 現 金 (手許現金在高) 普 通 預 金 (みずほ銀行他3行) 流 動 資 産 合 計 2. 固 定 資 産 什 器 備 品 (書棚・絵画等) 保 証 金 (事務所差入分) 退 職 給 与 引 当 預 金 (みずほ銀行) 運 営 準 備 積 立 預 金 (定期預金・みずほ銀行) 運 営 準 備 積 立 預 金 (普通預金・みずほ銀行他1行) 固 定 資 産 合 計 資 産 合 計	85,954	19,050,986	19,136,940
	4,155,317	7,312,896	
	24,101,902	200,000,000	373,631,280
	118,924,225		
II 負 債 の 部 1. 流 動 負 債 預 り 金 (社会保険料個人負担分等) 流 動 負 債 合 計 2. 固 定 負 債 退 職 給 与 引 当 金 運 営 準 備 金 固 定 負 債 合 計 負 債 合 計 正 味 財 産	328,439		328,439
	24,101,902	318,924,225	
			343,354,566

5. 計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品 …………… 定率法による減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準について

退職給与引当金 …… 期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収金・未払金、前払費用及び立替金・預り金を含めている。
なお、当期末残高は下記2.に記載のとおりである。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高
現金預金	19,136,940
合 計	19,136,940
預り金	328,439
合 計	328,439
次期繰越収支差額	18,808,501

3. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	5,540,768	1,385,451	4,155,317
一括償却資産	199,500	199,500	0
合 計	5,740,268	1,584,951	4,155,317

【参 考】

退職給与引当金	24,101,902 円
前期末残高	17,921,448 円
当期取崩額	600,000 円
当期繰入額	6,780,454 円

運営準備金	318,924,225 円
前期末残高	358,924,225 円
当期取崩額	40,000,000 円
当期繰入額	0 円

監查報告書

監 査 報 告 書

平成24年 5月 8日

監 事 成 道 秀 雄 ㊞

監 事 村 上 久 広 ㊞

監 事 村 上 公 成 ㊞

日本商品先物振興協会監事3名により、平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）における事業の執行状況及び会計の処理状況について、関係書類及び会計帳簿等に基づき監査を実施した結果、その業務及び会計の処理は、定款、経理処理規程等の諸規程に則り、かつ、下記の事業報告書及び財務諸表の表示方法は、関係諸法令及び公益法人において一般に公正妥当なものとして採用されている会計慣行の定めるところに準拠し、それぞれ当該年度中における事業執行の状況と資産・負債の状態並びに収入・支出及び資金の調達源泉とその運用の状況とを適正に表示しており、総体として本決算は適法かつ適正なものとして認められたのでご報告いたします。

記

1. 平成23年度事業報告書
2. 平成23年度決算財務諸表
 - (1) 収支計算書
 - (2) 正味財産増減計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 計算書類に対する注記

資 料

資料 1. 会員名簿

資料 2. 組織図

資料 3. 役員・委員会名簿

資料 4. 主要会議

〔資料 1〕 会 員 名 簿

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(会 員 名)	(会員代表者名)	(所 在 地)
IG マーケッツ証券(株)	代表取締役社長 小 池 一 弘	〒105-7110 東京都港区東新橋 1-5-2
(株) ア ス テ ム	代表取締役社長 阿 竹 康 之	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31
(株)アルフィックス	代表取締役社長 藪 本 浩	〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島 1-15-2
今 村 証 券 (株)	代表取締役社長 今 村 九 治	〒920-0906 石川県金沢市十間町 25
エイチ・エス・フューチャーズ(株)	代表取締役社長 定 村 雅 文	〒104-0061 東京都中央区銀座 6-10-16
エ ー ス 交 易 (株)	代表取締役社長 田 中 孝 男	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-29-24
岡 地 (株)	代表取締役社長 岡 地 和 道	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 3-7-29
岡 藤 商 事 (株)	代表取締役会長 加 藤 雅 一	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 3-2-11
岡 安 商 事 (株)	代 表 取 締 役 岡 本 昭	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 2-3-8
カ ネ ツ 商 事 (株)	代表取締役社長 若 林 正 俊	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 12-8
(株)外為ジャパン	代表取締役社長 池 上 宏	〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 2-11-9
(株)共和トラスト	代表取締役社長 大 塚 聡	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-60-6
K O Y O 証 券 (株)	代表取締役副会長 村 上 久 広	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-13-2
(株)コムテックス	代表取締役社長 有 馬 誠 吾	〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座 1-10-14
サンワード貿易(株)	代表取締役社長 依 田 年 晃	〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-2
新 日 本 商 品 (株)	代表取締役会長 上 野 靖 雄	〒104-0061 東京都中央区銀座 3-14-13
セントラル商事(株)	代表取締役社長 村 上 公 成	〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-1
第 一 商 品 (株)	代表取締役社長 落 岩 邦 俊	〒150-0045 東京都渋谷区神泉町 9-1
大 起 産 業 (株)	代表取締役社長 田 中 弘 晃	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-2-13
ドットコモディティ(株)	取 締 役 会 長 車 田 直 昭	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8
日産センチュリー証券(株)	代表取締役相談役 二 家 勝 明	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 7-6
日 本 ユ ニ コ ム (株)	代表取締役会長 二 家 勝 明	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-38-11
ニューエッジ・ジャパン証券(株)	代表取締役社長 久 野 喜 夫	〒106-6117 東京都港区六本木 6-10-1
(株)フジトミ	代表取締役社長 細 金 英 光	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-15-5
フジフューチャーズ(株)	代表取締役会長兼社長 寺 町 博	〒104-0033 東京都中央区新川 1-16-3
北 辰 物 産 (株)	代表取締役社長 釧 持 宏 昭	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2
(株) U H G	代表取締役社長 栗 田 廣 次 郎	〒105-0022 東京都港区海岸 1-11-1
豊 商 事 (株)	代表取締役会長 多 々 良 實 夫	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-16-12
楽 天 証 券 (株)	代表取締役社長 楠 雄 治	〒140-0002 東京都品川区東品川 4-12-3
ローズ・コモディティ(株)	代表取締役社長 榊 原 秀 一	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 2-12-5

以上 30 社

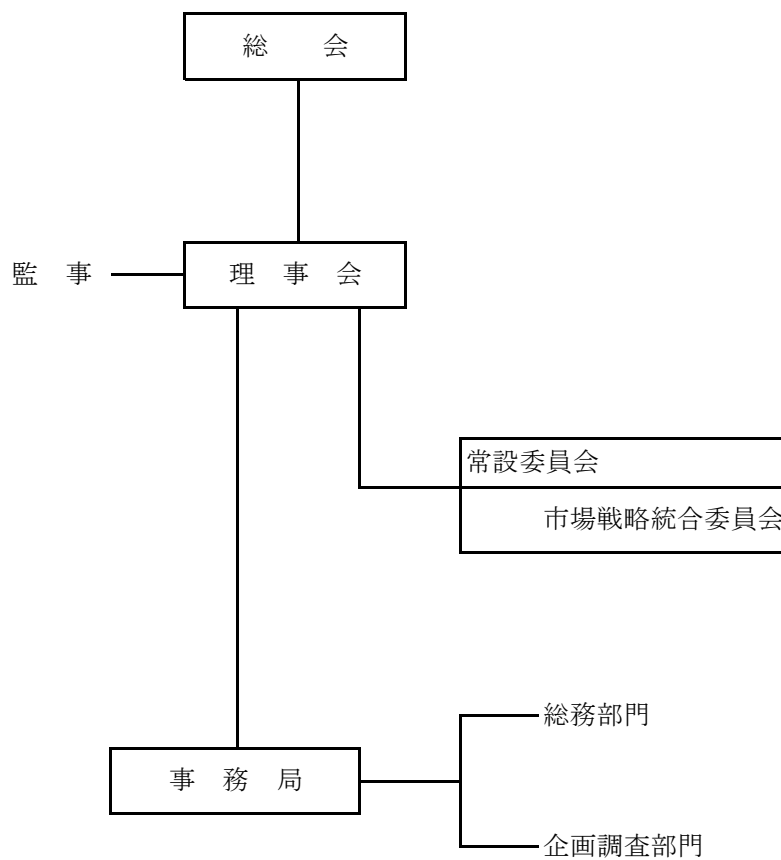
【 準会員 】

(準 会 員 名)	(会員代表者名)	(所 在 地)
明 治 物 産 (株)	代表取締役社長 鈴木 敏 夫	〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 35-3
日本商品投資顧問業協会	会 長 本 多 弘 明	〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-10-2
日本フィナンシャルセキュリティーズ <small>株</small>	代表取締役会長兼社長 加 藤 雅 一	〒104-0033 東京都中央区新川 2-12-16

以上3社

[資 料 2] 日本商品先物振興協会 組織図

(平成24年3月31日現在)



〔資料 3〕 役員・委員会名簿

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

1. 役員

会長	岡地 和 道	岡地(株) 社長
副会長	車 田 直 昭	ドットコモディティ(株) 会長
常務理事	杉 原 吉 兼	会 員 外
理 事	宇佐美 洋	多摩大学大学院 教授 (会員外)
理 事	加 藤 雅 一	岡藤商事(株) 会長
理 事	多々良 實 夫	豊商事(株) 会長
理 事	田 中 孝 男	エース交易(株) 社長
理 事	二 家 勝 明	日本ユニコム(株) 会長
理 事	細 金 英 光	(株)フジトミ 社長

以上 9 名

監 事	成 道 秀 雄	成蹊大学経済学部 教授 (会員外)
監 事	村 上 公 成	セントラル商事(株) 社長
監 事	村 上 久 広	KOYO証券(株) 副会長

以上 3 名

2. 相談役

相談役	下 山 彌壽男	会 員 外
相談役	多々良 義 成	豊商事(株) 取締役相談役

以上 2 名

3. 常設委員会

市場戦略統合委員会

委員長	車 田 直 昭	ドットコモディティ(株) 会長
[常任委員]		
委 員	青 山 秀 世	日本ユニコム(株) 社長
委 員	石 海 行 雄	エース交易(株) 副社長
委 員	井 上 成 也	岡地(株) 常務
委 員	土 肥 章	第一商品(株) 副社長
委 員	松 井 政 彦	岡藤商事(株) 取締役
委 員	水 野 慎次郎	カネツ商事(株) 常務
委 員	村 上 公 成	セントラル商事(株) 社長
[専門委員]		
委 員	西 嶋 靖	フジフューチャーズ(株) 企画経営部長
委 員	山 下 敏 信	(株)共和トラスト 取締役

以上 10 名

4. 小委員会

新制度PR検討小委員会

委員	近藤 益生	岡地(株) 取締役管理副本部長
委員	酒井 崇	日本ユニコム(株) 総合企画部長
委員	田島 信一朗	(株)コムテックス 営業企画部長
委員	梨本 孝行	岡安商事(株) 東京本店統括店経営企画室長
委員	西嶋 靖	フジフューチャーズ(株) 企画経営部長
委員	野呂 桂一	岡藤商事(株) 総合企画部課長
委員	鹿谷 直	ドットコモディティ(株) 企画部
委員	山崎 勝重	エース交易(株) 常務取締役

以上8名

〔資料4〕主要会議

1. 総会等

(1) 通常総会

- | | | | |
|------|----|--|-------------|
| 第12回 | 日時 | 平成23年6月15日(水) | 15:30~16:04 |
| | 議案 | 1. 役員補選について
2. 平成22年度事業報告(案)及び収支決算(案)について | |

(2) 臨時総会

- | | | | |
|------|----|--|-------------|
| 第14回 | 日時 | 平成24年3月14日(水) | 15:15~16:00 |
| | 議案 | 1. 平成23年度定率会費の確定単価(案)について
2. 平成24年度事業計画(案)について
3. 平成24年度収支予算(案)について
4. 平成24年度の会費の額(案)について
5. 定款の改正(案)について
6. 任期満了に伴う役員選任方法(案)について | |

(3) 会員代表者懇談会

- | | | | |
|---|----|--------------------|-------------|
| ① | 日時 | 平成23年11月16日(水) | 15:30~16:40 |
| | 議案 | 商品先物取引の振興と業の発展に向けて | |
| ② | 日時 | 平成24年1月31日(火) | 15:30~17:20 |
| | 議案 | 農産物市場の再編について | |

2. 理事会

- | | | | |
|------|----|--|-------------|
| 第84回 | 日時 | 平成23年4月1日(金) | (書面による開催) |
| | 議案 | 会員の加入について | |
| 第85回 | 日時 | 平成23年5月26日(木) | 12:00~13:54 |
| | 議案 | 1. 役員(監事)の補選について
2. 平成22年度事業報告書(案)及び収支決算(案)について
3. 取引締結方法等の見直しに関する要望(案)について
4. 商品先物取引に係る啓蒙活動(案)について
5. 通常総会の開催について
その他(報告事項)
(1) 総合取引所に係るアンケート調査 報告書
(2) コメ先物取引の上場に対する意見(全米販、JA全中)
(3) 平成23年度商品先物取引検査基本方針及び検査基本計画(主務省資料)
(4) 電力需要抑制に向けた取組のお願い
事務所の節電対策及びクールビズの実施について
(5) 会員の異動等について | |
| 第86回 | 日時 | 平成23年7月21日(木) | 12:00~13:31 |
| | 議案 | 会員の加入について | |

その他

- (1) 総合取引所創設に関する協会スタンス（案）について
- (2) 東穀取農産物市場の東工取への継承に係る経緯について

その他（報告事項）

- (1) 平成24年度税制改正要望について
- (2) 会員の異動等について

- | | | |
|------|----|--|
| 第87回 | 日時 | 平成23年9月22日（木） 12：00～12：39 |
| | 議案 | 1. 会員の加入について
2. 流動性向上のための取引システム等の見直しに関する要望について
3. 関西商品取引所米先物市場の振興支援について |
| | | その他（報告事項）
(1) 会員の異動等について
(2) 今後の会議日程について |
| 第88回 | 日時 | 平成23年10月21日（金） 12：00～12：15 |
| | 議案 | 協会人事について |
| 第89回 | 日時 | 平成23年11月24日（木） 12：30～12：53 |
| | 議案 | 会員（準会員）の加入について |
| | | その他（報告事項）
(1) 平成23年度上半期の収支状況について
(2) 会員代表者懇談会（平成23年11月16日開催）において会員から開陳のあった意見の要旨、及びそれを踏まえた今後の受託環境の改善に係る取組の方向性について
(3) 会員の異動等について |
| 第90回 | 日時 | 平成24年1月20日（金） 12：00～13：00 |
| | 議案 | 1. 主務省令等の見直しに係る要望（案）について
2. 「総合取引所」に係る課題と今後の対応について |
| | | その他（報告事項）
(1) 顧客との間の対応に係る社内規則制定例について
(2) 取引システムの改善に係る要望に対する東工取からの回答について
(3) 平成23年度商品先物検査方針について
(4) 会員の異動等について |
| 第91回 | 日時 | 平成24年2月23日（木） 12：30～13：33 |
| | 議案 | 1. 平成23年度定率会費の確定単価（案）について
2. 平成24年度事業計画（案）について
3. 平成24年度収支予算（案）について
4. 平成24年度の会費の額（案）について
5. 定款の改正（案）について
6. 役員選任規程の改正（案）について |

- 7. 臨時総会の開催（案）について
- 8. 任期満了に伴う役員を選任方法等について

その他（報告事項）

- (1) 平成24年度産業構造審議会における議論の状況について
- (2) 会員の異動等について

3. 常設委員会

市場戦略統合委員会

第21回	日時	平成23年4月28日（木） 14：00～15：29
	議題	新制度の定着状況調査で委員から寄せられた課題・問題点等について
第22回	日時	平成23年6月2日（木） 14：00～15：35
	議題	1. 取引締結方法等の見直しについて 2. 今年度の税制要望について
第23回	日時	平成23年7月12日（火） 14：00～15：43
	議題	1. 商先法と金商法の一体化における検討課題について 2. 「平成24年度税制改正要望」について 3. コメの上場について
		その他（報告事項） 板合せ取引等の見直しに係る検討会議における検討状況について
第24回	日時	平成23年9月13日（火） 14：00～15：11
	議題	板合せ取引及び立会時間等の見直しについて
		その他（報告事項） 日刊工業新聞の商品欄が閉鎖されたことについて
第25回	日時	平成23年12月16日（金） 14：00～15：50
	議題	受託環境の改善に向けた規制の合理的な運用について
第26回	日時	平成24年1月11日（水） 14：00～15：13
	議題	受託環境の改善に向けた規制の合理的な運用について

4. その他

- (1) 東穀取経営計画等に関する説明会

日時 平成23年9月27日（火） 14：00～15：30
議題 (株)東京穀物商品取引所の今後の経営計画等について

- (2) 「総合的な取引所」に関する主務省説明会

日時 平成24年1月31日（火） 14：00～15：30
議題 総合的な取引所について

- (3) 商品市場の活性化に関する懇談会

日時 平成24年3月15日（木） 15：00～16：20
議題 商品市場の活性化策（商先業者の自主的取組、関係機関への要望等）について

〔資料 5〕 総務関係資料

平成 23 年度 事業 計画

日本商品先物振興協会

商品先物取引法の施行により国内取引所取引に加え外国商品先物取引及び店頭商品デリバティブ取引が同法の規制対象となったが、わが国の経済にとっては国内商品市場を十全に機能させることが喫緊の課題である。このことを踏まえ、本年度においては本会会員の行う商品先物取引業の中核である国内商品市場における取引の活性化に向けた施策に重点的に取り組む。

I. 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 国内商品市場の活性化に向けた取組

(1) 商品先物取引業の一層の円滑化に向けた取組

商品先物取引法による諸規制、新証拠金制度、損失限定取引等について、会員各社における対応状況、運用の実態等を踏まえ、本会会員において円滑に商品先物取引業が遂行できるよう、所要の改善、見直しを求めていく。

併せて、日常の業務遂行に係る会員からの相談に適切に対処し、その迅速な解決を図る。

(2) 市場参加者の増大に向けた取組

市場流動性にとって不可欠な一般投資家の市場参加を増大させるため、会員・取引所・関係機関との連携を図り、インターネットやセミナー等を通じて商品先物取引に関する様々な情報提供を行う。

また、国内商品市場における取引等へのアクセスチャネルの拡大を図る観点から、商品先物取引仲介業への参入促進に資するよう、協会ホームページやセミナー等を活用し、同仲介業にとって必要な情報（登録に係る諸手続き、遵守事項、所属商品先物取引業者との契約事項等）を提供する。

2. 「総合的な取引所」のあり方等についての検討

商品先物取引と証券・金融取引に係る市場を包含する「総合取引所」について、政府における検討の進捗に合わせ、商品先物市場の機能面を中心に市場参加者の観点から商品先物市場のあるべき姿を検討し、実現を求めていく。

また、上記の検討と併せて、平成 26 年 5 月に取引システムの更新時期を迎える東

京工業品取引所商品市場のあり方（他の取引所との統合等）についても必要に応じ提言を行う。

3. 金融所得課税一体化の実現

投資へのインセンティブ及び総合取引所の推進の観点から、「平成 24 年度税制要望」において、金融所得課税の一体化の早期実現を要望する。

その際、「平成 23 年度税制改正大綱」において、上場株式の譲渡益に対する優遇税制（申告分離課税：税率 10%）が平成 25 年末まで延長することとされたことを踏まえ、税率の異なる金融商品間での損益通算を可能とする金融所得課税の一体化を要望する。

* 「平成 23 年度税制改正大綱」では、『金融証券税制については、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性にかんがみ、可能などころから、金融所得課税の一体化に向けた取組を進める』との基本的な考え方が示され、平成 24 年 1 月 1 日以降、先物取引に係る所得については、現行の市場デリバティブ取引間での損益通算に加え、店頭商品デリバティブ取引、店頭金融デリバティブ取引及び店頭カバードワラントも損益通算の対象とすることとされた。

一方、株の譲渡所得を含む課税の一体化については、『平成 26 年に上場株式等の配当・譲渡所得に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討』するとされたが、これまででの優遇税制延長の経緯を鑑みると、平成 24 年末以降、軽減税率延長の議論が再燃することは明らかであり、その場合には課税の一体化がさらに先送りとなる可能性が高い。

こうした事情を考慮すると、上場株式の譲渡所得等の本則税率への変更を待つことなく、税率の異なる金融商品間での損益通算を可能とする要望を推進することが適当である。

II. 調査研究に係る事業

総合取引所の具体化・税制要望等、制度改善に係る施策を推進するに当たっての理論整備のための調査及び基礎となる業界統計データの収集・集計を行う。

併せて、金融所得課税の一体化に関連して、商品先物取引業者が委託者に「年間取引報告書」を交付することにより委託者が確定申告を行う方法、及び委託者の選択により商品先物取引業者において委託者の所得について源泉徴収を行う方法を可能とする、いわゆる「総合口座」の導入について、実務的な対応を含め検討する。

Ⅲ. その他の事業

1. 投資家税制に係る啓蒙

平成 24 年 1 月以降のデリバティブ取引に係る課税の一体化について、過年度に作成した税制パンフレットの改訂、協会ホームページでの告知等により投資家への啓蒙を図る。

2. 商品先物関連情報の提供

協会ホームページ等を活用して、商品先物取引に係る知識、及び協会における取組の成果物、会議資料等を掲載し、広く投資家・会員等に対し適時に情報を発信する。

以 上

平成 24 年度事業計画

日本商品先物振興協会

「総合的な取引所」を視野に入れた今後の商品先物取引制度のあり方が検討される中、商品市場における取引の活性化を図るための施策に重点的に取り組む。

I. 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 「総合的な取引所」に関連する取組

(1) 商品先物取引に係る諸制度の検討

商品・証券・金融を一体的に取り扱う「総合的な取引所」に関連して、商品先物取引に係る委託者資産の保全措置、クリアリング制度等について、委託者の利便性と商先業者の経営効率性の観点から検討し、必要に応じ提言を行う。

(2) 今後の本会のあり方等に係る検討

今後の商品取引所の運営形態によって想定される業界再編の方向性を見極めつつ、本会のあり方について検討する。その際、併せて、本会の会費賦課方法の見直しについても検討する。

2. 会員の営業活動支援のための取組

(1) 投資家向けの情報発信

市場流動性にとって不可欠な投資家の市場参加を増大させるため、以下の啓蒙活動を実施する。

① SNS 形式による投資家の情報交換サイト「みんなのコモディティ」の共同運営（平成 23 年度から継続。）

② 投資家向け交流セミナーへの参加

③ 投資クラブ等を対象とした講師派遣による啓蒙

(2) 金融・証券業界からの参入促進

金融・証券・海外からの新たな市場参入促進と市場利用者（投資家・ヘッジャー等）の拡大を図るため、会員・取引所・関係機関との連携を図り、啓蒙活動を推進する。

(3) 会員の業務遂行の円滑化

日常の業務遂行に係る会員からの相談に適切に対処し、その迅速な解決を図る。

3. 金融所得課税一体化の実現に向けた取組

(1) 金融所得課税の一体化に係る要望

上場株式の譲渡益に対する優遇税制（申告分離課税：税率 10%）が平成 26 年 1 月から 20%の本則税率に戻るとされていることを踏まえ、平成 24 年に提出する「平成 25 年度税制要望」において、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の実現を要望する。

* 平成 24 年 1 月からは店頭取引を含むデリバティブ取引相互間の損益通算及び損失の繰越控除が可能となったところであるが、それらの取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算については、平成 24 年度税制改正大綱において、「投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため」、上場株式の譲渡益に対する優遇税制（申告分離課税：税率 10%）が平成 26 年 1 月から 20%本則税率に戻ることを踏まえ、「平成 25 年度税制改正大綱において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討」する旨が記載されている。

(2) 金融所得課税一体化における実務的対応

金融所得課税の一体化が実現することとなった場合において、商品先物取引業者が委託者に「年間取引報告書」を交付することにより確定申告を行う方法、及び委託者の選択により商品先物取引業者において委託者の所得について源泉徴収を行う方法を可能とする、いわゆる「総合口座」の導入について、実務的な対応を含め検討する。

II. 調査研究に係る事業

1. 制度検討等に係る調査

商品先物取引制度の検討、税制要望等の制度改善に係る取組を推進するに当たっての理論整備を図るための調査、及び基礎となる業界統計データの収集・集計を行う。

併せて、外国商品先物取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る制度検討に必要なとなる当該分野に係る実態把握と課題整理に取り組み。

2. 大学寄附講座の開設

商品先物取引関連の学術研究の深化と研究者の育成を図る観点から、大学における寄附講座を引き続き開設する。

Ⅲ. その他の事業

協会ホームページ等を活用して、商品先物取引に係る知識、及び協会における取組、会議資料等を掲載し、広く投資家・会員等に対し適時に情報を発信する。

以上

役員選任規程の改正（案）について

本会をめぐる状況の変化及び会員数の減少を考慮し、役員選任規程について、以下のとおり改正することとした。

1. 改正事項
 - (1) 役員定年の例外規定の追加（第6条）
商品市場の再編及び諸制度のあり方についての検討が予定される中で、広く取引所及び関係団体の役員経験及び学識経験を有する者から本会の役員を選任することができるよう、本会をめぐる状況の変化が見込まれる等の特別の事情がある場合においては役員定年満70歳の規定を適用しないことができる旨を定める。
 - (2) 役員選考委員定数の見直し（第15条第2項）
会員数の減少から、定款第16条第1項第1号に定める理事定数の見直しに併せて、選考委員により役員候補者を選定する場合の選考委員の定数を変更する。

2. 改正条文

改正案	現 行
第6条 役員を選任するときは、満70歳以上の者を選任してはならない。ただし、本会をめぐる状況の変化が見込まれる等、特別の事情があるときはこの限りでない。	第6条 役員を選任するときは、満70歳以上の者を選任してはならない。
第15条 (略) 2 選考委員は、6人以上8人以内とし、会員代表者のうちから、役員を選任ごとに総会において選任する。 3 (以下略)	第15条 (略) 2 選考委員は、8人以上10人以内とし、会員代表者のうちから、役員を選任ごとに総会において選任する。 3 (以下略)

3. 施行期日

この規定の改正は、平成24年2月23日より施行する。

以 上

[資料5－(4)]

定款の改正（案）について

本会における理事の定数は、定款第16条第1項第1号において、「8人以上15人以内」と定めているが、会員数の減少から下記のとおり改正することとした。

1. 改正条文

改正案	現 行
第16条 本会に次の役員を置く。 (1) 理事 6人以上10人以内 (2) 監事 2人又は3人 2. 理事及び監事は、総会において、会員代表者のうちから選任する。ただし、総会で必要と認められたときは、理事にあっては3人、監事にあっては2人を限度として、会員代表者以外の者から選任することができる。	第16条 本会に次の役員を置く。 (1) 理事 8人以上15人以内 (2) 監事 2人又は3人 2. 理事及び監事は、総会において、会員代表者のうちから選任する。ただし、総会で必要と認められたときは、理事にあっては5人、監事にあっては2人を限度として、会員代表者以外の者から選任することができる。

2. 施行期日

この定款の変更は、平成 年 月 日から施行する。

* 施行期日は、総会で議決された日とする。

[参考] 本会の会員数 平成24年2月15日現在 31社
平成21年3月（現行の定数制定時） 47社

以 上

[資料5－(3)]

